

初回精密検査・定期検査費用の助成について

1 概要

「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」(58 ページ) の登録者に対し、検査費用の一部を助成しています。

検査費用を支払ったあと、県に請求することで対象の金額を受け取ることができます。

(1) 初回精密検査費用の助成

初めてB型・C型肝炎ウイルス陽性と判定された後に受ける精密検査費用(1回分)を助成しています。

対象者	<p>次のすべてを満たす方が対象です。</p> <p>①広島県に住民票がある。</p> <p>②医療保険の被保険者などである。</p> <p>③フォローアップシステムへの登録に同意した。</p> <p>④次のいずれかの肝炎ウイルス検査で初めてB型またはC型肝炎ウイルス陽性と判定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県または市町の検査 (特定感染症検査等事業、健康増進事業) ・職域で実施する検査 ・妊婦健診の検査 ・手術前に行う検査
対象費用	<p>初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料、検査費用*</p> <p>※対象となる検査項目は申請窓口または県庁薬務課にお問合せください。</p>
請求期限	<p>陽性と判定された結果通知日から1年以内</p> <p>※妊婦健診、手術前の検査については、特段の事情がある場合は1年以内でなくても請求できることがあります。</p>

(2) 定期検査費用の助成

B型・C型肝炎ウイルスの持続感染者（キャリア）の検査費用（年度内に2回分）を助成しています。

対象者	<p>次のすべてを満たす方が対象です。</p> <p>①広島県に住民票がある。</p> <p>②医療保険の被保険者などである。</p> <p>③フォローアップシステムへの登録に同意した。</p> <p>④慢性肝炎、肝硬変、肝がんのいずれかと診断された。 ※治療後の経過観察期間を含みます。 ※無症候性キャリアの方は対象外です。</p> <p>⑤現在「肝炎治療受給者証」を持っていない。</p> <p>⑥世帯の市町民税（所得割）が23万5,000円未満である。</p>													
対象費用	<p>初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料、検査費用※ ※対象となる検査項目は申請窓口または県庁薬務課にお問合せください。</p>													
自己負担額	<p>世帯の課税額により、1回あたり次の自己負担が生じます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fff2cc;">区分</th> <th style="background-color: #fff2cc;">診断名</th> <th style="background-color: #fff2cc;">自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>慢性肝炎、肝硬変、肝がん</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の方</td> <td>慢性肝炎</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>肝硬変、肝がん</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、助成対象外の検査などがあれば、その費用も自己負担することになります。</p>			区分	診断名	自己負担額	住民税非課税世帯	慢性肝炎、肝硬変、肝がん	0円	上記以外の方	慢性肝炎	2,000円	肝硬変、肝がん	3,000円
区分	診断名	自己負担額												
住民税非課税世帯	慢性肝炎、肝硬変、肝がん	0円												
上記以外の方	慢性肝炎	2,000円												
	肝硬変、肝がん	3,000円												
請求期限	<p>検査日から1年以内 ※年度内に2回分まで請求できます。</p>													

2 助成を受けるための手続きなど

(1) 初回精密検査の助成

肝炎ウイルス検査の結果通知日の1年以内に次の書類をそろえて
県庁・県保健所（支所）に申請してください。

書類の種類	入手先
①様式第 1-1 号 支給申請書	県庁薬務課、 県保健所(支所)
②領収書（原本）	医療機関、 薬局
③保険点数などが記載された書類 （診療明細書など）	
④肝炎ウイルス検査結果通知書のコピー	—
⑤肝炎ウイルス検査の種類がわかる書類 [※]	
⑥受診調査票のコピー ・申請年度または前年度のもの	
⑦振込先金融機関の口座が分かる書類 （預金通帳のコピーなど）	
⑧委任状（申請者と口座名義人が違う場合）	県庁薬務課、 県保健所(支所)
⑨申立書 ・妊婦健診、手術前の検査で結果通知日から1 年以内に申請できなかった事情がある場合	

※肝炎ウイルス検査の種類が分かる書類は、受けた検査の種類に
応じて次のものを提出してください。

- ・ 県市町検査：結果通知書等
- ・ 職域検査：様式第 1-2 号 職域検査受検証明書
または 職域の検査であることが分かる書類
- ・ 妊婦健診：母子手帳のコピーなど
- ・ 術前検査：肝炎ウイルス検査後に受けた手術料が算定され
たことが分かる診療明細書のコピーなど

申請後、入金までに2か月程度かかります。

(2) 定期検査費用の助成

検査日から1年以内に次の書類をそろえて県庁・県保健所(支所)に申請してください。年度内に2回分まで申請できます。

書類の種類	入手先
①様式第2号 支給申請書	県庁薬務課、 県保健所 (支所)
②様式第3号 医療費確認書 ・検査を受けた医療機関が記載します。	
③領収書(原本またはコピー)	医療機関、 薬局
④保険点数などが記載された書類(診療明細書など)	
⑤受診調査票のコピー ・申請年度または前年度のもの	—
⑥振込先金融機関の口座が分かる書類 (預金通帳のコピーなど)	
⑦世帯全員の住民票の写し ※住民票に個人番号を表示したものを提出する場合は、⑧は省略できます。様式第5号 同意書を添えて提出してください。	お住まいの 市(区)役所、 町役場
⑧世市町民税(所得割額)の課税年額を証明する書類 ・住民票上の世帯全員分(義務教育期間までで、課税のない方については不要です) ・申請日に取得できる最新年度のもので、世帯全員が同じ年度のもの ・⑨を提出する場合は「所得控除対象者の人数・内訳」が記載されたもの	
⑨様式第4号 合算除外申告書※ ・⑧の計算から除外したい方がいる場合のみ	
⑩⑨で除外したい方の資格確認証等のコピー等 ※※個人番号による情報連携を用いての確認も可能です。	県庁薬務課、 県保健所 (支所)
⑧委任状(申請者と口座名義人が違う場合)	

VI 肝疾患に関する制度

対象費用を県で計算して支払うため、請求額と支払額は異なる場合があります。

申請後、入金までに**3か月程度**かかります。

(1)(2)の申請に必要な様式は、県ホームページからも入手できます。

広島県 初回精密検査 定期検査



初回精密検査・定期検査費用助成の申請・お問合せ先

県庁薬務課肝炎対策グループ（☎082-513-3078）
県保健所（支所）（73 ページ参照）

● MEMO ●